

発言No.

19

受付No.

15

平成 26 年 8 月 26 日

10 時 26 分 受付

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 21 番

氏名 江 角 敏 和

答弁を求める者

市長

教育委員会委員長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

### 1 土砂災害対策について

58名（8月26日朝現在）の尊い命を奪った「広島土砂災害」の甚大さから、政府は現行の「土砂災害防止法」による土砂災害警戒区域の指定や、避難誘導體制等のあり方について、検証・見直し作業を開始した。

- ① 浜田市における現行の警戒区域指定や避難勧告・指示等のあり方について、課題はないか伺う。
- ② 「浜田市防災ハザードマップ」で、「土砂災害の種類と前兆現象」や「避難時の心得」も記載してあるが、未明の局地的集中豪雨に対し、警戒区域等、危険箇所に住む市民が情報を得る方法や、命を守るためにとるべき行動指針は、いかにあるべきか伺う。

### 2 自死防止対策について

本年3月議会の「会派代表質問」の冒頭で、市職員の訃報が届いたことから、「…背景をしっかりとらえ、二度とこのようなことが起こらないよう、『自死根絶宣言』を発し、政府も大綱で示している、『誰も自死に追い込まれることのない』態勢の再構築を議会人も含め、みんなではかっていくべき…」と、提唱させていただいた。

- ① 浜田市は、「自殺対策基本法」において、「地方公共団体の責務」と「事業主の責務」という二重の責務がある。提唱させていただいた点への見解と実施状況について伺う。
- ② 今回の事案に対する労災申請（公務員災害補償基金に対する公務災害申請）の動向と、親族等に対する支援について伺う。

### 3 障害者差別解消法の施行について

昨年（2013年）6月19日に、関係者や多くの皆さんの願いが実り「障害者差別解

消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が成立した。この「障害者差別解消法」は、2016年の施行に向けた準備として、ガイドラインの作成や広報・啓発を行うこととされている。

- ① これまで、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」の成立・改正等も行われてきたが、今回の「障害者差別解消法」との基本的な相違点や特徴について、浜田市の認識を伺う。
- ② 浜田市として「障害者差別解消法」の啓発等も踏まえ、差別を無くす取組として、相談や斡旋の仕組みなども盛り込んだ条例づくりについての考えを伺う。

#### 4 次期「総合振興計画」の策定について

これまで「総合振興計画」は、まちづくりの最上位計画として、地域の目指すべき姿を明確にし、政策・施策・事務事業全般にわたり掲げられてきた。課題もあって、平成23年に法的義務づけが廃止にはなったものの、引き続き作成する自治体は多いと認識している。

次期の「浜田市総合振興計画」の策定にあたっては、本年3月議会の「会派代表質問」で、「…平成26年度中をめどに方針を決定したい」との答弁があり、再質問に対しては、「…基本的にはつくるということで検討していきたい」と答弁された。

- ① これまで「総合振興計画」の作成には、相当の期間を要してきたが、次期の作成ということになると、法的義務が廃止されたなかでの位置づけや、28年度から向こう10年間の「基本構想」と「前期基本計画（5年）」の作成となり、これまでも増して、検討・作成期間が必要になると思われる。現在どのような検討がなされているのか伺う。
- ② 27年度までを計画期間とする、現行の「総合振興計画」や「新市まちづくり計画」に掲げられている事業等で、期間中に実施が不可能と想定される事業名と、次期計画への反映方について、考えを問う。

以上